

(注 2) 支給決定の具体的取扱いについて

支援費の支給を行うサービスの種類については、以下のとおり、申請された種類のサービスのうち支援費支給に係るサービスをさらに特定して支給決定を行う。

また、遷延性意識障害者が医療機関を利用する場合等の各種加算の取扱い等も、以下のとおり、併せて支給決定時に市町村が決定することとする。

1 居宅生活支援費

(1) 居宅介護

以下のとおり、身体介護中心、家事援助中心、移動介護中心、日常生活支援（仮称）中心（日常生活支援（仮称）中心は、身体障害者のみ）の各サービス類型を特定して、それぞれ 30 分の倍数で決定する。

身体介護中心〇〇時間（30分）／月

家事援助中心〇〇時間（30分）／月

移動介護中心〇〇時間（30分）／月

日常生活支援（仮称）中心〇〇時間（30分）／月

※1 移動介護については、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合かも併せて決定。

※2 日常生活支援（仮称）中心は、他の類型（移動介護を除く。）と併せて決定することはできない。

※3 同時に 2 人の従業者からサービス提供を受ける場合（利用者の身体的理由により 1 人の従業者による介護が困難と認められる場合等）も、上記と同様に決定する。つまり、身体介護中心 20 時間／月との支給決定は、同時に 2 人の従業者から 10 時間サービス利用が可能（また、例えば、同時に 2 人の従業者から 5 時間と一人の従業者から 10 時間のサービス利用も可能）であることを意味し、利用方法は、利用者と事業者の合意により利用することとする。

(2) デイサービス

以下のとおり、基本事業部分は日単位で決定する。また、障害の程度による単価の区分の決定も併せて行う。さらに、身体障害者デイサービスについては、デイサ

サービス支援費（I）か（II）を決定するとともに、身体障害者デイサービス支援費（I）及び知的障害者デイサービスの場合は、入浴及び給食をそれぞれの回数で決定する。

ア 身体障害者デイサービス

① デイサービス支援費（I）を算定する事業所からサービス提供を受ける場合

〇〇日／月（I、区分1～3）

入浴〇〇回／月、給食〇〇回／月

② デイサービス支援費（II）を算定する事業所からサービス提供を受ける場合

〇〇日／月（II、区分1～3）

イ 知的障害者デイサービス

〇〇日／月（区分1～3）

入浴〇〇回／月、給食〇〇回／月

ウ 児童デイサービス

〇〇日／月

※1 例えば、4日／月との支給決定は、(i) 1日（4時間以上）の利用が4回、(ii) 半日（4時間未満）の利用が8回、又は(iii) 1日（4時間以上）の利用が2回と半日（4時間未満）の利用が4回、等の利用が可能であることを意味する。

※2 なお、送迎加算の回数については決定しない。

（3）短期入所

以下のとおり、日単位で決定する。また、障害の程度による単価の区分又は遷延性意識障害者加算等の加算の決定も併せて行う。

ア 身体障害者短期入所

① 遷延性意識障害者が医療機関を利用する場合

〇〇日／月（遷延性）

② ①以外の場合

〇〇日／月（区分1～3）

イ 知的障害者短期入所

① 重症心身障害者が医療機関を利用する場合

〇〇日／月（重心）

② ①以外の場合

〇〇日／月（区分1～3）

ウ 児童短期入所

① 遷延性意識障害児、重症心身障害児が医療機関を利用する場合

〇〇日／月（遷延性又は重心）

② ①以外の場合

〇〇日／月（区分1～3）

※1 例えさ、4日／月との支給決定は、(i)宿泊を伴う場合は4日の利用、(ii)日中受け入れの場合は1日の利用が4時間以上8時間未満の場合は8回、又は(iii)宿泊を伴う利用が2日と日中受け入れの利用を4時間未満が4回及び4時間以上8時間未満が2回、等の利用が可能であることを意味する。

※2 なお、宿泊を伴う短期入所の場合の送迎加算の回数は決定しない。

(4) 知的障害者地域生活援助

「支給期間に含まれる日数」と決定する。また、障害の程度による単価差を設けるため、障害の程度（区分1又は2）の決定も併せて行う。

2 施設訓練等支援費

知的障害者通勤寮支援及び心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設において提供される支援以外の施設支援については、以下のとおり、入所／通所の別を決定するとともに、強度行動障害等の各種加算の決定も併せて行う。また、身体障害者更生施設支援については、障害の別（肢体不自由／視覚障害／聴覚・言語障害／内部障害の別）を決定。さらに、障害程度区分の決定を行う。

例1 身体障害者更生施設支援の場合

通所（障害程度区分C、肢体不自由）

例2 身体障害者療護施設支援の場合

入所（障害程度区分A）

なお、筋萎縮性側索硬化症者等加算の対象者の場合

入所（障害程度区分A、ALS）

例3 知的障害者更生施設支援の場合

入所（障害程度区分A）

なお、強度行動障害支援加算の対象者の場合

入所（障害程度区分A、強度）

※ 複数種類のサービスに関する支援費の併給

複数種類のサービスについて、支援費を併給する（複数種類のサービスについて同時に支給決定を受け、支援費の支給を受ける）ことができる場合とできない場合があるため、居宅生活支援費の受給の状況や施設訓練等支援費の受給の状況を勘案し、適切な支給決定が行われる必要がある。

同時に支給決定を受けることができないものの考え方は、以下のとおり。

- ① サービスの対象者の属性から、他のサービスと同時に支給決定を受けられないもの

例1 知的障害者通勤寮の対象者は、就労しており、日常生活において身の回りの処理について自立している知的障害者であるため、知的障害者通勤寮支援と居宅支援及び知的障害者更生施設支援は、同時に支給決定を受けることができない。

例2 短期入所の対象者は、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが困難となったものであるため、世話人やバックアップ施設等との連携及び支援の体制により適切な支援を受けることができる知的障害者地域生活援助は、短期入所と同時に支給決定を受けることができない。

- ② 複数サービスを利用する場合、必ず同一時間帯に重なるため、同時に支給決定を受けられないもの

例 指定施設支援（通所によるものを除く。）は、入所者に対し、二十四時間を通じて支援を行うものであるため、他のサービスと同時に支給決定を受けられない。

なお、知的障害者通勤寮支援と通所による授産施設支援は、知的障害者通勤寮が、日中活動の支援を行わないため、同時に支給決定を受けられる。

また、知的障害者地域生活援助は、日中活動の支援を行わないため、デイサービス、通所による指定施設支援と同時に支給決定を受けられる。

知的障害者地域生活援助と居宅介護は同一時間帯に重なるが、例外として同時に支給決定を受けられる。

ただし、①及び②の結果、同時に支給決定を受けることが可能であるサービスについても、短期入所とデイサービス等、同一時間帯に複数のサービスを同時に利用できないものがあり、これは厚生労働大臣が定める支援費基準上、算定できないとの取扱いを示しているところである。

III 認定表の内容(案)

障害程度区分の認定表の内容については、身体障害程度区分に関する省令（厚生労働省令第98号）第2項、知的障害程度区分に関する省令（厚生労働省令第99号）第2項に基づく厚生労働省告示（「厚生労働大臣が定める方法」）として9月末を目途に公布する予定である。

各施設支援の認定表は、次のとおりである。

1 身体障害者更生施設支援

障害程度区分	合計点数
区分A	25点以上
区分B	11点以上24点以下
区分C	10点以下

※ 通所による身体障害者更生施設支援の提供を受ける場合は、以下のとおり。

障害程度区分	合計点数
区分A	21点以上
区分B	9点以上20点以下
区分C	8点以下

2 身体障害者療護施設支援

障害程度区分	合計点数
区分A	37点以上
区分B	21点以上36点以下
区分C	20点以下

※ 通所による身体障害者療護施設支援の提供を受ける場合は、以下のとおり。

障害程度区分	合計点数
区分A	32点以上
区分B	18点以上31点以下
区分C	17点以下

3 身体障害者授産施設（入所）

障害程度区分	合計点数
区分A	31点以上
区分B	11点以上30点以下
区分C	10点以下

4 身体障害者授産施設（通所）

障害程度区分	合計点数
区分A	29点以上
区分B	13点以上28点以下
区分C	12点以下

5 知的障害者更生施設支援（入所）及び心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において行われる指定施設支援

障害程度区分	合計点数
区分A	28点以上
区分B	14点以上27点以下
区分C	13点以下

6 知的障害者更生施設支援（通所）

障害程度区分	合計点数
区分A	23点以上
区分B	11点以上 22点以下
区分C	10点以下

7 知的障害者授産施設支援（入所）

障害程度区分	合計点数
区分A	35点以上
区分B	19点以上 34点以下
区分C	18点以下

8 知的障害者授産施設支援（通所）

障害程度区分	合計点数
区分A	29点以上
区分B	15点以上 28点以下
区分C	14点以下

9 知的障害者通勤寮支援

障害程度区分	合計点数
区分A	23点以上
区分B	12点以上 22点以下
区分C	11点以下

第5節 利用者負担額の決定

利用者負担については、負担能力に応じてまず利用者本人が負担することとし、その負担額が利用者本人に係る支援費基準により算定した額に満たない場合は、その不足分について負担能力に応じて主たる扶養義務者からの負担を求めるとしている（身障法第17条の4第2項第2号及び第17条の10第2項第2号、知障法第15条の5第2項第2号及び第15条の11第2項第2号、児福法第21条の10第2項第2号）。

なお、利用者負担額の具体的な決定については、平成15年度の予算編成過程において行われるものであるが、利用者負担額の決定事務については、現行の施設における費用徴収の取扱いを基本とし、施設訓練等支援及び居宅生活支援について整合性を持った取扱いとして検討している。

I 負担能力の判定基準

1 施設訓練等支援の利用者本人分の取扱いについて

原則として利用者本人の前年の対象収入の申告に基づき、挙証資料等で確認の上階層を決定する。

- ・ **対象収入額について**

原則として前年の（1）収入として認定するもの（（2）収入として認定しないものに該当するものは除く。）から（3）必要経費を控除した額とする。

（1）収入として認定するもの

ア 年金、恩給等の収入

① 年金、恩給その他これに類する定期的に支給されるものについては、公的給付であるか、私的給付であるかを問わず、利用者本人が受給権を有するすべてのものについて「イ収入として認定しないもの」を除き、その実際の受給額を収入として認定する。

したがって、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、雇用保険（失業給付の基本手当）等は、これに該当する。

② 年金、恩給等の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規定等により定められた支給日の属する年の収入として認定する。

なお、さかのぼって年金、恩給等の受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。

③ 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。

イ 授産工賃収入

① 授産施設から支払われる工賃収入については、実際の支給額から就労控除額を控除した額を収入として認定する。

② 就労控除額（年額）は、工賃収入額（年額）に応じて次により算定する。

工賃収入額	就 労 控 除 額
288,000円未満	工賃収入額
288,000円以上	288,000円 + (工賃収入額 - 288,000円) × 30%

ウ 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。

エ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定する。

オ その他の収入

不動産、動産の処分等による収入その他の収入（譲渡所得、利子所得、配当所得、不動産所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等、施設入所前の臨時の収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の額を認定する。

また、相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

カ ウ～オの「課税標準として把握された所得の金額」とは所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものという。

なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。

(2) 収入として認定しないもの

ア 臨時の見舞金、仕送り等による収入

イ 地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金

- ウ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- エ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- オ 児童手当法により支給される児童手当等法令により利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される特別障害者手当等身体障害者更生援護施設に入所することにより支給されないこととなる金銭
- キ 身体障害者福祉法により支給される更生訓練費
- ク その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

(3) 必要経費

- ア 所得税等の租税（固定資産税を除く。）
所得税、住民税、相続税、贈与税、その他市町村長が特別の事情があると認めた税については、その実際の支払額を必要経費として認定する。
- イ 社会保険料又はこれに準ずるもの
国民健康保険の保険料、国民健康保険税等所得税法第74条第2項に規定する社会保険料又はこれに準ずるもの（所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金等）については、実際の支払額を必要経費として認定する。

ウ 日用品費又は日常生活費

通所者については利用者本人に係る前年度の生活保護法による基準生活費（第1類及び第2類の額（年額））の1.5倍相当額を、指定内部障害者更生施設、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設以外の施設の入所者については、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）を必要経費として認定する。

エ 更生訓練のための経費等

- ① 通所のための経費の実支出額を必要経費として認定する。
なお、当該年の身体障害者福祉法による更生訓練費の支給を受ける者にあっては、通所のための経費の実支出額と更生訓練費におい

て支給される通所のための経費との差額を必要経費として認定する。

② 当該年の更生訓練費の支給を受けない身体障害者にあっては、更生訓練費のうちの訓練のための経費相当額を必要経費として認定する。

③ 身体障害者福祉法による更生訓練費は、原則として前年の実績をもとに算定する。

なお、前年更生訓練費の支給を受けていない者にあっては、「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」（昭和43年6月28日厚生省社会局長通知）の「更生訓練費支給要綱」に定められた「支給額」により算出した前年の支給推計額（支給要件に該当すれば支給されたであろう額）をもとに算定すること。また、通所のための経費の実支出額についても、原則として前年の実績をもとに算定する。

オ 医療費の自己負担分

① 医療費については、支払った医療費の総額から保険金等で補填される金額を控除した額を必要経費として認定する。

この場合の医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象とする医療費の範囲に準ずるものとする。

したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病的予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。

② 医療費の額の算定に当つて医療費を補填する保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。

カ 指定知的障害者通勤寮における必要経費

指定知的障害者通勤寮における必要経費は、ア～オの外、次によること。

① 飲食物費

前年度の生活保護法による基準生活費第1類の75%額(年額)

② 基礎控除、特別控除及び新規就労控除

前年度の生活保護法による基礎控除、特別控除及び新規就労控除の額(年額)

③ 交通費

通勤に要した交通費の実支出額(年額)

キ その他の必要経費

その他市町村長が特別な事情があると認めた経費については、次に留意の上、必要経費として認定することができる。

- ① 必要経費には、利用者本人の意思により任意に負担するもの、例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等の費用は該当しない。入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。
- ② 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。
しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益をうけるものについては、必要経費として認めることができる。
- ③ 住宅維持費（損害保険料を含む。）は、原則として必要経費に該当しない。
しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を生活保護法による補修費等住宅維持費の基準額の範囲内で必要経費として認めることができる。
- ④ 通所者が世帯主である場合には、生活保護法による当該世帯の最低生活費相当額から世帯主以外の者の収入を控除した額を必要経費として認定して差し支えない。

ク 必要経費の認定は領収書に基づき適正に行うこと。

なお、領収書等のないものについては、施設長の証明によって差し支えない。

2 施設訓練等支援の扶養義務者分、居宅生活支援の利用者本人分及び扶養義務者分の取扱いについて

原則として利用者本人又は主たる扶養義務者の前年の税額の申告に基づき、挙証資料等で確認の上階層を決定する。

- (1) 主たる扶養義務者は、原則として支給決定の際に、利用者本人と同一世帯、同一生計にあった配偶者及び子（利用者本人の年齢が20歳未満の場合は、配偶者、父母及び子）のうちの最多納税者とする。

なお、「世帯」とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。

また、生活保護法上の取扱いとしていわゆる世帯分離を行っている場合、そのことのみをもって別世帯であるとは認められないものである。

- (2) 「主たる扶養義務者」の認定は、毎年度見直しを行うことを原則とする。

ただし、現に認定している主たる扶養義務者が死亡した場合は、その死亡した月の属する月の翌月初日をもって見直しを行うものとする。

II 負担能力認定の手続き

- 1 施設訓練等支援の利用者本人分及び扶養義務者分の利用者負担額の決定は、原則として毎年度7月に行うこととする。

なお、利用者本人の前年分の対象収入額又は主たる扶養義務者の前年分の税額が不明である時期に利用者負担額を決定する必要がある場合は、前々年分の対象収入額又は前々年分の課税状況により階層を決定することとし、翌年7月に前年分の対象収入等で見直す。

- 2 居宅生活支援の利用者本人分及び扶養義務者分の利用者負担額の決定は、原則として支給決定時に把握できる課税状況により決定することとし、支給決定期間中の見直しは行わない。

なお、既に居宅生活支援費の支給決定を受けている場合に他の種類の居宅サービスの支給決定を受ける場合は、負担能力の認定の手続きは行わず、既に決定されているものと同様とする。

- 3 年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い

(1) 施設訓練等支援の利用者本人の場合

ア 前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により利用者本人の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めたときは、その事情が生じた時点を含む年における年間収入又は必要経費を推定し、これにより認定した対象収入額に基づき階層の変更を決定することができる。

イ この階層の変更は、例外措置であるので、原則として、利用者本人からの申立てにより行うこととするが、利用者本人が生活保護法による扶助を受ける等明らかに階層の変更が必要と認められる場合には申立てによらずに変更決定を行って差し支えない。

ウ 申立てがあったときは、挙証資料等で確認の上、その妥当性を判断して決定する。

なお、収入が減少した場合に必要経費についてその年の推定を行う必要はなく、また、必要経費が増加した場合に収入をその年の推定額に置き直さなければならないものではない。

エ 階層の変更は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済のときは、その翌月）から行うこととする。

なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、退院時において、階層の見直しを行う等の取扱いをして差し支えない。

(2) 施設訓練等支援の扶養義務者及び居宅生活支援の利用者本人分並びに扶養義務者の場合

ア 前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により主たる扶養義務者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めたときは、年度の中途においても、主たる扶養義務者の見直しを行って差し支えない。

イ 見直しの結果、主たる扶養義務者に変動がない場合は、当該年の課税額を推定して階層の変更を行って差し支えない。この場合、階層が2階層以上変動しない場合は、変更しないものとする。

ウ この「主たる扶養義務者の見直し」又は「階層の変更」は、例外措置であるので原則として、主たる扶養義務者からの申立てにより行うこととするが、主たる扶養義務者が生活保護法による扶助を受ける等明らかに階層の変更が必要と認められる場合には、申立ての有無によらずに変更決定を行って差し支えない。

エ 主たる扶養義務者の見直し又は階層の変更は、見直し又は変更が必要と認められる月（その月分を納入済のときは、その翌月）から行うこととする。

4 その他

(1) 利用者本人が死亡した場合の利用者本人又はその主たる扶養義務者からの利用者負担額は、死亡した日までの日割により計算する。

なお、利用者本人に係る利用者負担額の請求等は、その相続人に対して行う。

(2) 主たる扶養義務者が死亡した場合の利用者負担額の取扱いについては、(1)と同様に行うこととする。

(3) 利用者本人が入院した場合、入院した月については日割計算により算定を行い、その入院期間中は利用者本人又はその主たる扶養義務者の利用者負担額は算定しない。

(4) 利用者負担額の決定に誤りがあった場合は、変更すべき月に遡及して利用者負担額の変更決定を行うこと。ただし、利用者本人又はその主たる扶養義務者については、次のように取扱うことができる。

ア 誤って決定した利用者負担額よりも正当な利用者負担額が高い場合
誤認を発見した日の属する月の翌月をもって利用者負担額の変更決定を行うこと。ただし、明らかに利用者本人又はその主たる扶養義務者の責に帰すべき事由により利用者負担額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して利用者負担額の変更を行う。

イ 誤って決定した利用者負担額よりも正当な利用者負担額が低い場合
変更すべき月に遡及して利用者負担額の変更決定を行う。既に納付
済の利用者負担金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）
する。

III 居宅生活支援における利用者負担上限の取扱い

- 1 支給決定の際に、利用者負担上限額を超える見込みのある者については、受給者証にその旨を記載するとともに、負担額管理表を受給者証とともに交付する。
- 2 サービスを提供した際に、事業者は提供実績と利用者負担及びその累計額を管理表に記入する。（利用者が不正記入しないよう、確認印を押す。）
- 3 利用者負担上限額に達した際に、サービスを提供した事業者は、これを回収し、支援費請求時に市町村に提出する。
- 4 市町村は、事業者から提出された請求明細と負担額管理表を照らし合わせて、利用者負担額が適正であることを審査する。

※負担額管理表について

1 2月分を1冊とし、事業者が回収したことが明確になるよう半券が残る様式にする。また、利用者本人分と扶養義務者分は別葉とする。

IV 措置の場合の取扱い

施設訓練等支援又は居宅生活支援の場合に準じた取扱いとする。

V 旧措置入所者の取扱い

- 1 新たに挙証資料等の提出を求めることなく、既存の資料等に基づき、支援費における利用者負担基準により利用者負担額を決定する。
- 2 主たる扶養義務者の認定は、その施設の入所時の世帯の状況により認定する。ただし、指定知的障害者通勤寮については、出身世帯の状況により認定する。
- 3 平成15年7月及び最初の支給決定時に利用者負担額の見直しは行わない。